

## 壱岐空港ターミナルビル売店設置・運営者募集要領

1. 売店の設置場所 壱岐市石田町筒城東触1724番地  
壱岐空港ターミナルビル 待合所フロアの一角  
面積 10.80㎡ ※別紙図面参照

2. 立地環境（空港利用者等の状況）

- ・ORC壱岐空港離発着時刻

長崎	→	壱岐		壱岐	→	長崎
7:50		8:20		8:40		9:10
15:55		16:25		16:45		17:15
(17:10		17:40)		(18:00		18:30)

3. 設備

（売店事業者の負担）

売店設置にかかる一切の事業費は売店事業者の負担とする。

なお、退去時には事業者負担で現状復帰すること

4. 応募の主な条件

- (1) 壱岐空港ターミナルビルのアメニティ向上に貢献できること。
- (2) 売店経営等の実績があり、持続的経営が可能なこと。
- (3) 壱岐市内の壱岐土産品等の取り扱い業者とする。
- (4) 暴力団又は暴力団その他暴力団の構成員でないこと。
- (5) その他公共の安全を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6) 使用許可期間 1 年間  
(期間満了時に改めて審査を行い、再度使用許可することができる。)
- (7) 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。
- (8) 使用料は、年額27,780円とし、請求時に遅滞なく納付すること。  
※別途賃貸借契約を締結する。光熱水費等は実費負担。
- (9) 業務開始予定・・・賃貸借契約締結後以降
- (10) 予定営業日・・・原則として年中無休とする。
- (11) 予定営業時間・・・原則としてORC発着時間とする。
- (12) 営業許可に際して必要な諸手続等は請負者が行う。
- (13) 使用許可内容についての詳細は業者決定後に協議する。
- (14) 売店に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。
- (15) その他・・・たばこは販売出来ない。また自動販売機は対象外とする。  
環境衛生費（ごみ処理、清掃等）は事業者負担とする。

## 5. 手続き等

- (1) 担当部署 〒811-5192 壱岐市郷ノ浦町本村触562  
壱岐空港ターミナルビル(株) (壱岐市役所総務課内)  
電 話 48-1111  
F A X 48-1553

## (2) 提出書類

- ① 申込書 (指定様式)
  - ② 会社概要 (指定様式)
  - ③ 会社案内 (印刷物など)
  - ④ 企画提案書 (A4 形式自由)  
盛り込むべき内容
    - ・ 運営方針
    - ・ 運営の詳細 (営業日、営業時間、主な取扱商品、その他サービス)
    - ・ 運営体制 (人員配置、従業員教育)
    - ・ 店舗レイアウト図及びイメージ図
  - ⑤ 提出部数 1部
- ※ 提出書類に虚偽の記載があった場合や募集要項に違反し、または著しく逸脱した場合は、選定審査の対象から除外します。

## (3) 申込書等の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 事業者が決定しだい募集終了。
- ② 提出場所及び方法 上記(1)に同じ 持参又は郵送

## (4) その他

- ・ 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、公募参加者の負担とする。
- ・ 提出書類は返却しません。

## 6. 選考方法

- ・ 企画内容等を総合的に審査し決定する。
- ・ 必要に応じてヒヤリングを求める場合がある。

## 7. その他

- ・ 別途、長崎県県営空港条例第12条の規定により、空港内営業許可申請書を、長崎県に提出し、許可をいただく必要があります。

# 吉岐空港ターミナルビル見取り図

